

十八世紀ヨーロッパに関する ヒューム国際関係認識の総合性について

森 直 人

I はじめに

本稿では、十八世紀ブリテンの思想家デイヴィッド・ヒュームが同時代のヨーロッパに関して提示した国際関係認識について検討する。筆者は、同一の主題に関連して既に発表した別稿において、彼の国際関係認識には相互に異なる二つの側面が存在すると主張した¹⁾。一方で彼は諸国の多面的な交流によって文明の発展と国際間正義の拡大がもたらされるという調和的なヨーロッパ認識を提示する²⁾。しかし他方で彼は、ヨーロッパが巨大な君主制（「世界君主制」）に呑み込まれる危険性を指摘し、商業社会の軍事的・財政的能力を以ってブリテンがこの危険に対抗すべきだと主張する警戒的な国際関係認識をも示すのである³⁾。本稿が解答を試みるのは、大きく内容を異にするこれら二つの認識がヒュームにおいて相互にどのような関係を有するか、またそこにどのような含意を読み取ることができるかという問題である。この問いに対し筆者は、以下の行論において、これら二つの側面はそれぞれの有効性と影響力を互いに抑制しあう関係において結合されていると主張する。そしてさらに、ヒューム

1) 本稿は当初、ヒュームの国際関係認識における二面性と総合性の解明を目的とした一篇の論文の後半部分として執筆された。しかしこの当初の論文が紀要に掲載可能な字数を大幅に超過したため、前後半それぞれを独立の論文として発表することとなった。本文中で「別稿」として触れたのは、「十八世紀ヨーロッパに関するヒューム国際関係認識の二面性について」（『調査と研究』第32号，2006年4月）として発表された前半部分の内容を指すものであり、併せて参照いただければ幸いである。

2) 拙稿 [2006] 38-43ページ。

3) 同上論文，43-54ページ。

はこの相互抑制的な結合によって、調和的な国際関係の発展の可能性と、世界君主制に対する実践的警戒の必要性との双方を、適切なバランスにおいて把握することのできる総合的な国際関係認識を提示したのだとする解釈を示したい。

この解釈について本稿では以下の手順により論証を試みる。まず次の第Ⅱ節では調和と警戒の二つの国際関係認識それぞれについてヒュームが一定の制限を付していることを確認し、またその内容を検討する。第Ⅲ節では、彼の著作『政治論集』において提示される幾つかの議論を検討し、異なる複数の認識を相互抑制的に組み合わせて社会事象に対する総合的な理解を構築するという特徴がそこに見られることを指摘する。そして第Ⅳ節では、この特徴に基づいて彼の国際関係認識の異なる二つの側面の関係について理解を試みる。ヒュームは、これら二つの認識の双方に一定の有効性を認めて両立的に提示しつつ、一方の認識が過度に普遍化されないよう他方の認識による限定をかけ、全体として同時代のヨーロッパ国際関係に関する総合的な理解を提示したものと考えられる。最後に第Ⅴ節では、これらの議論を総括し、今後の課題を示すこととしたい。

II ヒューム国際関係認識に付された限定について

ヒュームの国際関係認識を構成する調和と警戒の二つの側面には、そのいずれについても彼自身によって一定の制約が設けられている。すなわち彼は、国際正義の形成可能性を提示する調和的認識については、国家間における正義の規則の拘束力に対して重要な留保を付し、また世界君主制に対する軍事的対抗を求める警戒的認識については、過剰な軍事行動によって生じる害悪に対して繰り返し警告を発している。自らの国際関係認識を構成する二つの側面に彼自身が加えたこれらの制限の内容を検討し、二つの側面の結合構造を考える上で重要な一つの論点を提示することが本節の課題である。

別稿で論じたように、ヒュームは、ヨーロッパ諸国間に相互に利益をもたらす多様な交流を認識し、また文明化の視点からそうした交流を重要視していた。

正義は当事者間の結合の強度に応じて拡張されるとする彼自身の認識を前提とすれば、こうした交流がヨーロッパ諸国の間に、各々の文明国内部におけるのと同じ正義の規則を形成する可能性を想定することができる⁴⁾。したがって、国家間に私人間と同様の正義の規則が存在するとヒュームが主張したとしても驚くにはあたらないだろう。

個人間に行われているような正義の規則は、政治的社会的間でまったく停止しているわけではない。……独立国の間では、同盟、条約が毎日締結されるが、もしそれが幾分かの影響力と権威とを有することが経験によって見出されなかったとすれば、膨大な量の羊皮紙の浪費に過ぎないだろう⁵⁾。

しかしここで、上述の調和的な国際認識を背景にして考えるならば、むしろ注目に値するのは、「全く停止しているわけではない」「幾分かの影響力と権威とを有する」という強い限定付きの表現である。この限定の意図は、これに続く以下の叙述の中で明らかにされている。

しかし、ここに王国と個人との間の相違がある。……国は、ある程度までは、全面戦争の下においてさえ存続できる。正義の遵守は、国家間でも有用であるが、個人間におけるほど強い必要性によって守られてはいない、そしてその道徳的責務は、有用性に比例している。すべての政治家および大方の哲学者は、次のことを承認するであろう。すなわち正義の厳格な遵守が、契約当事国のいずれかにとって、かなりの程度に不利となるような特殊な非常事態にあつては、国家の論理が正義の諸規則を廃し、条約または同盟を無効にすることができるということである⁶⁾。

4) 同上論文、43ページ。

5) EPM 4. 3.

6) EPM 4. 3. なお「王国」の原語は *kingdoms* であり、前後の文脈から考えて、ここでの実質的な意味は国家ないし対外的な主権という内容にあると考えられる。政体区分上の「君主制」*monarchy* を意味するものではない点、ここで付言しておきたい。

このようにヒュームは、ヨーロッパ諸国間の交流の有益さと重要性を主張し、また現に国家間における正義の存在を認めながらも、国家に対するその正義の拘束力を著しく限定する議論を行っているのである。

他方、これも別稿において論じたように、ヒュームは非常に峻厳な形で自らの勢力均衡論を展開しているが⁷⁾、この点にも重要な限定が付されている。そのうち最も注目されるのは、勢力均衡の格率に基づく対フランス戦争がブリテンの側の熱情により過度に拡大してしまっていることについて彼が発する警告である。

……過去の事例から考えるならば、ブリテン人たちの激しい熱情はいくらかの節制を必要とするように思われる。彼らは非難すべき熱情の不足ではなく、賞賛すべきその過剰から度々失敗を犯してきたからである⁸⁾。

ヒュームは、ブリテン人たちが熱情に駆られ慎重さを失って、フランスに対してあまりに公然と対抗し、あまりに戦いに没頭してきたため、有利な平和の機会を何度も逃し、同盟国に過大な援助を与え、自国の財政を危機的な状況に陥れている、と批判を加えている⁹⁾。また既にロバートスの研究が詳細に明らかにしたように、彼は次第にフランスに対する警戒を緩め、同時に、勢力均衡の言説がブリテンの利益のために戦争の口実として利用される危険性への警戒を強めていた¹⁰⁾。逆説的ながら、ヒュームの勢力均衡論には、勢力均衡政策への過度の傾斜に対して歯止めをかける議論が多く見られるのである。

以上のように、国際間正義の形成可能性を描くヒュームの調和的な認識には、その国際間正義の道徳的拘束力の制限という限定が、また勢力均衡政策の必要性を説く彼の警戒的な認識には、その政策への過度の傾斜に対する批判という限定が付されている。したがって彼の議論には、単に相異なる二つの国際関係

7) 拙稿 [2006] 48-50ページ。

8) "Of the Balance of Power," PD, pp. 338-339.

9) *ibid.*, pp. 339-340.

10) Robertson [1993] pp. 370-372.

認識が存在するというだけでなく、そのそれぞれについて重要な限定が付されていることになる。一見した限り矛盾を含んで煩瑣とも思えるこうした議論の構成は何を意味するのだろうか。筆者の見解では、そこには高度に秩序化されたある複眼的な思考を見ることができ、ここで本稿の結論を先取りすれば、調和と警戒の二つの認識は、相互に互いを限定する形で両立的に提示されているものと理解できる。すなわち国際間正義の拘束力に限定を付したものは、勢力均衡政策の必要性の認識であり、逆に勢力均衡政策の実行を適切な範囲内へと限定するものは、国際間正義の形成可能性の認識だと考えられるのである。しかしこの結論を導出するに先立って、以下ではまず、この互いに異なる複数の認識の相互抑制という形式が、ヒュームの社会認識に特徴的に見出される議論の構造であることを確認しておきたい。

III 『政治論集』の社会認識における一つの特徴

— 複数の認識の相互抑制について

本節では、ヒュームの『政治論集』を取り上げ、そのうち党派に関する四つの論説、および古代人口についての論説を検討することで、彼の社会認識に見られる複眼的思考の様式を明らかにしたい。その思考の特徴は、互いに異なる複数の認識を並列提示し、それらを相互に抑制しあう関係に置くことで、それぞれの認識の正しさや影響力を適切な範囲まで限定し、社会事象に対するより幅広く総合的な理解を構築するという形でまとめることができる。

この特徴を抽出するために、まずイングランドおよびブリテンにおける幾つかの党派間の論争について分析したヒュームの四つの論説を検討しよう¹¹⁾。そ

11) ただし、この四つの論説のうち、「原始契約について」「絶対的服従について」「党派の歩みよりについて」の三論説は『政治論集』の表題で独立に刊行された著作には含まれていない。これらの論説は、ヒュームの著作集『諸主題論集』*Essays and Treatise on Several Subject*中の論集「道徳・政治・文芸論集」“*Essays, Moral, Political, and Literary*”の第二部という形で『政治論集』の諸論説が刊行されるようになった1758年以降に、その第二部に含められた論説である。これについて本稿では、1777年版に至るまで改訂の続く「道徳・政治・文芸論集」第二部までを含めて『政治論集』として言及し、PDの略号によって引用を行う。なお、『政治論集』に含まれる論説のこうした変遷過程については、竹本 [1990a] 44-58ページを参照されたい。 /

こから読み取れるのは、各々の党派のよって立つ原理・実践的な政策・歴史記述について、双方に基本的な正しさを認めつつ、しかし双方を比較対照することによってその正しさが適切な範囲に限定されるように論を進める彼の叙述の特徴である。

論説「原始契約について」は、統治の起源をめぐりトーリーとウィッグ各々の党派が依拠する「哲学的あるいは思弁的理論体系」¹²⁾について、双方ともに一定の根拠を認めつつ、しかし双方に対して批判を加えるものである。ヒュームは、トーリーの理論をいわゆる王権神授、ウィッグの理論を原始契約と特徴づけ、前者はその実践的帰結として君主に対する絶対服従を、後者はそれに対する抵抗権を引き出すものとしている¹³⁾。そして、こうした原理と実践について、彼は次のような評価を下す。

これらの思弁的原理に基づく理論的体系は、両政党が意図した意味においてではないが、いずれも正しい。また、両政党の実践的帰結としての計画は、他方の党派に対抗して通常それらの党派が行き着いてしまう極端なものにならない限りにおいては、慎重なものだと言える¹⁴⁾。

この評価に続いてヒュームは、実際に両党派の原理がそれぞれ限定された意味においては正しいことを示してゆく¹⁵⁾。ただし実質的にはこの論説と次の論

12) また、ヒュームの党派論の全体像を問うためには、少なくとも『道徳・政治論集』に収められた以下の三つの論説を参照する必要があると考えられるが、これについては次に述べる理由から必要最小限の言及を行うにとどめた。論説「議会の独立性について」「党派一般について」「ブリテンの党派について」は、人間が党派に属する場合の行動の特徴、その形成原理の視点からする党派の分類、その分類に基づくブリテンの諸党派の分析など重要な内容を有し、また本文中で扱う四つの論説での議論の前提ともなっている。しかしここで分析の目的はヒューム党派論の全体像の解明ではなく、『政治論集』における彼の議論についてその認識の特徴を把握することにある。また、以下に見るように、ここで明らかにしようとするその特徴は、党派に関する論説のうち、『政治論集』に含まれる四つの論説により明確に表れている。以上の理由から、ここではこれら三つの論説についてはごく限定的な参照を行うにとどめたい。

12) "Of the Original Contract," PD, p. 465.

13) *ibid.*, p. 466.

14) *ibid.* 引用に当たっては、原著者がイタリックで強調した部分を下線により表示した。以下同じ。

15) *ibid.*, pp. 466-469.

説「絶対的服従について」で行われるのは、主としてウィッグの原理とされた原始契約とそこから引き出される抵抗権に対する批判と限定である。

それに続いて、論説「党派の歩み寄りについて」冒頭においては、両党派の見解に対するヒュームの姿勢が再び表明される。そこにおいてヒュームは、政党間の相違それ自体はブリテンの政治体制にとって必要なものとしつつ、政体の本質的な要素について両党の見解が対立することは内乱に発展しかねない危険性を有するとして、その種の対立が解消されるべきことを主張する¹⁶⁾。その解消のためにはどのような道をとるべきか。彼は次のように述べる。

このような望ましい目的を促進する最も効果的な方法は、一方の政党の他方に対する根拠のない攻撃や決定的な勝利の全てを防止し、穏和な意見を奨励し、どんな論争の場合にも適切な中庸の点を見つけ出し、反対者も時に正しいこともありうることを双方に納得させ、またどちらの党に寄せられるにせよ、賞賛と非難が均衡を失わないようにすることである。原始契約と絶対的服従についての先の二つの論説は、この目的のために、両党間の哲学上と実践上の論争に関連して企てられたものである……¹⁷⁾。

そしてヒュームはこの論説自体の目的についても「さらに一步を進めて、歴史に関連した両党間の論争についても、これと同様の中庸を得た立場を用いることにしたい」と続ける¹⁸⁾。歴史に関する論争とは、内乱を戦った二つの陣営それぞれの主張の正当性をめぐる議論である。彼はここで議会派と国王派のそれぞれの立場に彼の時代のウィッグおよびトーリーの主張を重ね合わせる¹⁹⁾。

16) "Of the Coalition of Parties," PD, pp. 493-494.

17) *ibid.*, p. 494.

18) *ibid.*

19) 以下の引用において「議会派」と訳出する原語は the popular party であり、慣習的には人民派と訳すべきところであるが、その内容をより適切に表現するために議会派の語を用いた。イングランドの内乱期に関して「人民派」の語は、レヴェラーズなどラディカルな政治的主張を掲げた特定の党派を想起させる。しかし筆者の見解では、ヒュームにおいてこの the popular party という語は、ブリテンの混合政体のバランスに関して、下院の（貴族 noble に対置された意味での平民 people の）権力を重要視する立場を指して用いられている。ここではこの点について

自派の行動に対する正当化の論拠は、前者においては古来からの人民の自由であり、後者においては慣習に基づく統治の権威に求められる。議会派と国王派それぞれの議論を比較衡量して彼が最終的に導く結論によれば²⁰⁾、

今日の事態は、もしそれが一つの理由として認められるならば、議会派の議論のほうがより良い基礎の上に立っていたことを示している。だが、法律家や政治家が用いる確立された原理に従えば、国王派の見解の方が、いっそう堅実、安全で、しかも合法的だと思われえただろう。しかし確かなことは、過去の出来事をこうだと主張する際には、我々が現在中庸を得た立場を取れば取るだけ、両党派の完全な歩み寄りや現在の政治体制に対する全面的な黙認を生み出すのがそれだけ早くなるだろうということである²¹⁾。

＼若干の考察を加えておきたい。

まずブリテンの党派に関するヒュームの理論的分析を見てみよう。彼によれば、ブリテンの混合政体は必然的に二つの党派を生み出す。なぜならその混合政体は、君主と議会の間の権力バランスに関して人々の間に必ず異なる見解を生み出すからである（“Of the Parties of Great Britain,” MP, p. 64）。このバランスに関しては、一方には政治社会の安定を重要視して君主により大きな権力を望む人々があり、他方には君主権力に対する臣民の自由の防衛を重要視して議会により大きな権力を望む人々がある。ヒュームの定義では、前者の立場をとる党派がコート、後者の立場を取る党派がカントリである（*ibid.*, p. 65）。

ではカントリに該当する具体的な党派としてはどのようなものがあるだろうか。まず内乱期における議会派（ないし円頭派）は明確にカントリ政党であると特徴付けられる（*ibid.*, p. 68）。他方、ウィッグの本質の理解についてヒュームは非常に慎重な姿勢を見せるもの（*ibid.*, p. 69）、結論的には、カントリ政党としての本質にプロテスタントの王位継承に対する支持という立場を加えたものとしてウィッグを理解する（*ibid.*, p. 71）。これらの点から、内乱期における議会派と、後代のウィッグとは、彼の理解において、いずれもカントリの原理に基づく党派であるという点で連続性を有する。

本文中で見えるように、ヒュームは the popular party の語によって、理論的にはウィッグに先行する党派を、そして内乱期に関しては国王派に対立した党派を意味している。したがってこの語は、内乱の時点に即して具体的に考える限り、実質的には議会派を意味するものと考えられるのである。

20) *ibid.*, pp. 494-500. ここでも、紙幅を費やしてより詳細に再現されるのは国王派の議論である。このような重点の置き方に関するヒュームの意図については、名誉革命体制が定着した現在から過去を見る際のバイアスの修正という歴史的なものから、ヒューム自身の時代における政治の動向に対する彼の警戒という時論的なものまで様々な可能性が想定されうが、ここではその検討に立ち入ることはしない。

21) *ibid.*, p. 500.

このようにヒュームは、内乱期における二つの立場についても、（必ずしも確定的な答えは与えていないものの）双方の見解を明確化し、互いに突き合わせ、比較検討する形で議論を行っている。

またこれに続く論説「プロテスタントによる王位継承について」においても、ヒュームは名誉革命体制の初期の時点に遡ってスチュアート家の復位とハノーヴァー継承の二つの選択肢の長短を検討している。そしてこの問題に関しては、彼はその歴史的時点においていずれかを選ぶことの困難さに言及しつつも、ハノーヴァー継承の相対的な有利さを認めている²²⁾。

党派をめぐる以上の議論の検討からは一つの特徴的な手法が読み取れる。ヒュームの議論は、世論の内に現に存在する異なる見解について、それぞれが有する一定の正しさを示し、かつそれぞれの正しさの適切な範囲を他方の見解との相互検証を通じて画定している。こうした手法の要点は、いずれかの立場が適切な限界を逸脱して主張されるような過剰な一般化を回避することにあるものと思われる。そこにおいて彼は、一方の見解に与するのでも、いずれとも異なる第三の見方を提示するのでもない。彼はただ、現に存在する諸見解が各々有する正しさを共に活用し、またそのいずれについても過剰な一般化・ドグマ化を避けることができるような、相互的な抑制の枠組みにおいて双方の見解を両立的に提示しているのである。

こうしたヒュームの手法は、ブリテンの党派をめぐる検討にのみ見られるものではない、と筆者は考える。その一つの例証として、古代と近代の諸国民の人口比較について彼が検討を試みた論説「古代諸国民の人口について」での議論を挙げることができる。この論説において彼は、古代と近代の社会状態について考察し、それに基づいて二つの時代の人口比較を行っている²³⁾。この社会状態の考察は、それぞれの時代における家内状況と政治的状況の検討という形で行われる。そして、この政治的状況の検討に、先ほどと同様の手法を見るこ

22) "Of the Protestant Succession," PD, pp. 502-510.

23) "Of the Populousness of Ancient Nations," PD, pp. 377-381.

とができるのである。

ヒュームは二つの時代の政治的状況について、まず人口の増加に関して近代より古代が有利であったと考えられる事柄の検討からはじめ²⁴⁾、ついで逆に古代が不利であったと考えられる事柄を詳細に検討する²⁵⁾。そして古代にとって有利な条件と不利な条件とを比較対照した上で、最終的に「世界の人口は古代の方が近代よりも多かったはずだという主張に正当な根拠を与えることは不可能と思われる」との結論を導いている²⁶⁾。この議論において注目されるのは、古代にとって有利な条件から不利な条件へと検討を進める際に彼が自ら提示した、その比較対照の意義についての説明である。

さてここにいたって、人口の大きさに関して、古代諸国民がどのような不利益の下に置かれ、また彼らはその政治原理と政治制度とからどのような抑制を受けたかを考察せねばならない。通常、人間に関するあらゆる条件には相殺要素が存在する。そうした相殺要素は、一般的な prevailing 原理と必ずしも同等に釣合うものではない not always equal が、しかし少なくとも、その原理を抑制する役目を果たすのである²⁷⁾。

別稿においても手短に触れたように、『政治論集』冒頭で彼が明らかにした企図は、「一般的な原理の把握」であった²⁸⁾。しかし彼は、一般的な原理といっても、自らの提示する諸原理が無限定に適用可能なものと主張していたわけではない。その代表的な論説「商業について」においても、原理をあまりにたやすく一般化してしまう人間の傾向に対して注意が喚起されていた²⁹⁾。そし

24) *ibid.*, pp. 401-403.

25) *ibid.*, pp. 403-420.

26) *ibid.*, p. 420.

27) *ibid.*, p. 404.

28) 拙稿 [2006] 50-51ページ。

29) ヒュームは、商業が国家の偉大さと臣民の幸福をともに増大させるとする、『政治論集』で彼が提示したなかで最も中心的な原理に関連して、こうした注意を促している。「この格率は一般に真理であるが、しかしそれにはおそらく例外が存在するだろうと、そして多くの場合我々がこの格率をあまりに留保も限定もなしに主張してしまっていると考えないわけにはいかない」ノ

て「古代人口論」において彼はさらに、自らが分析して提示する原理に対しても、これを相殺する要素を併せて提示し、両者を比較衡量することの重要性を示しているのである。

このことから、異なる見解を相互抑制的に組み合わせて両立的に提示するという先に見たヒュームの手法は、ただ党派の分析のみに限定されるものではなく、彼の社会認識においてより一般的に現れる特徴だと考えられる。すなわち彼は、人間の社会的事象に関する把握を試みる際には、少なくとも幾つの場合において、単にその社会現象を貫く単一の原理によってこれを描くのではなく、その原理を抑制する相殺要素との組み合わせによって把握を行っているものと考えられるのである。

こうした手法の意義としては、以下の二点を考えることができる。まず、複数の見解の間に抑制と均衡の関係を置くことで、単一の見解が不当に拡張され一般化されることを回避できる点である。ヒュームは党派の分析において異なる見解の並存を肯定しており、いずれかの見解が完全な優勢を得ることをよしとしなかった。彼の議論の重点は、それぞれの見解が正当性を主張しうる適切な限界を定めることに置かれていたのである。ここでは、単一の見解に固執しそれを不当に敷衍しがちな人間の傾向に対して、それとは異なる見解を対抗させることにより抑制がかけられているものと考えられる。さらにこうした手法のもう一つの要点は、異なる認識の組み合わせが、単なる折衷にとどまるものではなく、一方の原理のみによっては得られないより幅広い視野を可能にするという点にある。この点は、ヒュームによる古代近代の人口比較が、ただ近代の優越を主張する一方的な議論にとどまるものではなく、原理と相殺要素の組み合わせによって二つの時代の社会制度それぞれについて総合的な分析を提示するものであったことに表れている。

以上のように、ヒュームの社会認識のなかには、複数の知見を相互抑制的に結合させることで、単一の原理の不用意な敷衍を防止し、また単一の原理に

↘ (“Of Commerce,” PD, p. 255)。

よっては不可能な包括的で総合的な認識を実現するという特徴を持ったものが存在すると考えられるのである。

IV ヒュームにおける二つの国際関係認識の相互抑制的關係について

本節では、ここまでの検討に基づいて、ヒュームにおける二つの国際関係認識の結合構造およびその含意について考察したい。考察の鍵となるのは、第II節で見た二つの認識それぞれに付された限定、および第III節で指摘した複数の認識の相互抑制という議論の構造である。この二点を併せて考えるならば、二つの認識に付された限定の背後に、一方の認識の有効性の適切な限界が他方の認識によって画定されるという構造を読み取ることができる。そこから調和と警戒の二つの認識は、相互抑制的な構造によって結合されており、それにより双方を包含する総合的な国際関係認識が構築されているものと解釈できるのである。

第II節で見たように、ヨーロッパにおける多様な交流が国際間正義の形成を促すというヒュームの調和的な国際関係認識には、同時に為政者に対する正義の道徳的拘束力を著しく制限するという限定が付されていた。また他方で、世界君主制の危機に対抗する外交・軍事政策を為政者に求める彼の警戒的な国際関係認識には、勢力均衡政策自体に対する懐疑的な批判という限定がなされていた。

このうち正義の拘束力に関する前者の制限は、後者の警戒的認識に基づいて付された限定だと考えられる。なぜなら、勢力均衡の格率に従うかぎり、ブリテンは正義に反する行動を余儀なくされるからである。

勢力均衡政策の実行にあたり、 balanサーであるブリテンにはつねに力の均衡を基準とした行動が要請される。すなわちブリテンは、ヨーロッパの均衡を維持するという目的で外交・軍事政策を展開する以上、勢力の配分に変化が起きるたびにそれに応じて同盟関係を変化させなければならないのである。 balanサーであることは、同盟関係をたびたび破棄し、かつ新たに結ぶことを、必

然的に含意する³⁰⁾。こうした約束の破棄がヒュームにおける正義の規則に対する違反であることは明らかだろう。さらにまた彼の勢力均衡政策の主たる内容は、世界君主制国家に対抗する戦争であったのだが³¹⁾、彼によれば「戦争の猛威と暴力とは、正義の徳がもはや自分たちにとって何の役立ちも利点も持たないことに気づいた交戦中の当事者たちの間における、正義の停止に他ならない」³²⁾。したがって勢力均衡政策の実行は、ヒューム自身の提示する正義の規則の停止を含意するのである。

このようにヒュームの警戒的な国際関係認識に従うならば、為政者は必然的に正義の規則に背き、あるいはこれを停止することを余儀なくされる。したがって調和的な国際関係認識に付された為政者に関する正義の拘束力の制限は、警戒的な国際関係認識において不可避である勢力均衡のための約定の破棄と戦争という内容に対応して、調和的認識の一般性が相殺されその限界が画定されている点だと考えられるのである。

他方で、勢力均衡政策の行き過ぎと戦争に向かう過度の熱狂に対してヒュームが批判を加えるのは、彼が平和的なヨーロッパ関係の発展可能性に重きを置いているためだと考えられる。

世界君主制に対する警戒を放棄することは決してないにしても、ヨーロッパ共通の文明化の過程と、それに分かちがたく結びついた各国の多面的で平和的な交流とは、ヒュームの社会認識の中心的要素の一つである³³⁾。国際政治の予期しがたい危険な領域に対する実践的警戒は常に維持されなければならないが、他国に対する無思慮な嫌悪や反感と結びついた戦争への過度の執着が、無用な戦乱を引き起こして調和的な国際関係進展の可能性を破壊することは避けられなければならない。したがって勢力均衡の言説に対してヒュームが加えた懐疑的な批判は、彼の調和的な国際関係認識に立脚したものと考えられるのである。

30) バランサー政策が持つこうした含意については、杉江 [1961] 145-147ページを参照。

31) 拙稿 [2006] 43-50ページを参照。

32) EPM 3. 11.

33) 拙稿 [2006] 38-43ページ。

以上から、調和と警戒の二つの側面からなるヒュームの国際関係認識の全体の構造を理解することができる。一方で彼は諸国間交流の発展と正義の拡大の可能性を明らかにした。しかしもし、肯定的に描き出されたこの可能性が限定なしに同時代に受容され、原理として過度に敷衍して流布されたならば、同時代のヨーロッパに存在した政治的・軍事的な危険を看過し、その危険の増大を許すことにもなるだろう。他方でヒュームはそうした危険を世界君主制の言説によって定式化し、ブリテンが常にこれを警戒し、主導的にこれに対抗して勢力均衡政策をとるべきことを主張した。しかし、先にロバートソンの研究を参照して見たように、彼にはこの勢力均衡の言説が自国の利害のために戦争のプロパガンダとして用いられる危険性が認識されていた。もしこうした言説が何の制約もなしに支配力を有することになれば、諸国間における多様な交流と国際間正義の拡大という好ましい可能性は大きく後退することになりかねない。したがって、ヒュームの提示したこれら二つの認識は、双方ともが同時代のヨーロッパ関係を把握する上で欠くことのできない有効性をもち、かつ一方のみでは過度に敷衍されて深刻な結果を招く危険性を有しているのである。

その有効性を的確に活用し、その危険性を回避するために用意されたのが、二つの認識の相互抑制的な結合という特徴的な構造だと考えられる。将来にわたり調和的なヨーロッパ関係が形成されてゆく好ましい可能性への過度の信頼は、世界君主制の危険に対する現実的な警戒によって抑制される。逆に世界君主制に対する軍事的対抗という手段への行き過ぎた依存は、諸国間の交流と平和と正義の発展可能性の観点から抑制を受ける。こうした言わば複数の認識相互のチェック・アンド・バランスによって、いずれかの認識のみが支配力を獲得し過度に敷衍されるという危険の回避が試みられているのである。またそこには、それぞれの認識がこのように限定されることによって、双方の認識の並列的な結合が可能となり、一方の認識のみによっては得られない幅広く複眼的な視野が与えられるという効果を見ることもできるだろう。このようにヒュームは、それぞれの有効性を適切な範囲内に限定する形で双方の視野を結合し、

これにより同時代のヨーロッパに関する総合的な国際関係認識を提示したのだと解釈することができるのである。

V お わ り に

本稿では、十八世紀のヨーロッパ国際関係に対するヒュームの同時代的な把握を検討した。第Ⅱ節では彼の調和と警戒の二つの認識それぞれに付された限定を確認し、第Ⅲ節では彼の党派論および古代人口論の検討から、複数の議論の相互抑制的な提示によって社会事象を把握する彼の認識の特徴を抽出した。そして第Ⅳ節では、これらの読解を踏まえ、二つの国際関係認識の結合の構造について考察を加えた。それによれば、ヒュームは調和的な認識と警戒的な認識とを相互抑制的に組み合わせることで、双方の有効性を適切に限定し、しかもより幅広い視野を可能にする、総合的な国際関係認識の枠組みを提示したものと解釈できるのである。

他方で、本稿では以下の点について十分な考察を行うことができなかった。別稿で提示した調和的な国際関係認識の枠組みは、ヒュームにおける商業と正義の相互促進的な発展という視点から導かれたものであり、これについて本稿ではさらに警戒的な国際関係認識との相互抑制という解釈を提示した。しかし本稿では、彼の正義論が商業発展や勢力均衡といった政治・経済に関するより実践的な議論とどのように関わるのか、それ自体として十分な考察を加えることができなかった。別の機会に検討した公信用の自然死と所有権保護の関係の問題³⁴⁾とも併せて、この点の考察を今後の課題としたい。また本稿では、ヒュームの社会認識について、互いに異質な複数の認識のチェック・アンド・バランスという特徴的な構造を指摘したが、この解釈は現在のところ『政治論集』中の幾つかの記述に基づくものにとどまり、いまだ十分に説得的な根拠を得ていない。このヒュームの社会認識の特徴に関する試論的な解釈を発展させてゆくことも、今後の課題である。

34) 拙稿 [2005] 64-65ページ。

参考文献

略号

- MP …… *Essays, Moral and Political*, in *Essays, Moral, Political, and Literary*, Part I, ed. by Eugene F. Miller, Revised edition, Liberty Classics, 1987. 一部, 小松茂夫訳『市民の国について』岩波文庫, 1952年, 1982年を参考にしたが, 引用文は必ずしもこれに従っていない。引用に当たっては, 論説名とミラー版の頁数を示す
- EPM …… *An Enquiry concerning the Principles of Morals*, ed. by Tom L. Beauchamp, Oxford University Press, 1998. 渡部峻明訳『道徳原理の研究』哲書房, 1993年を参考にしたが, 引用文は必ずしもこれに従っていない。引用に当たっては, セクションと段落の番号を示す。
- PD …… *Political Discourses in Essays, Moral, Political, and Literary*, Part II, ed. by Eugene F. Miller, Revised edition, Liberty Classics, 1987. 田中敏弘訳『ヒューム政治経済論集』御茶の水書房, 1983年を参考にしたが, 引用文は必ずしもこれに従っていない。引用に当たっては, 論説名とミラー版の頁数を示す。

外国語文献

- Bosbach, Franz [1998] “The European Debate on Universal Monarchy” in *Theories of Empire 1450-1800*, ed. by David Armitage, Ashgate.
- Dunn, John and Harris, Ian (eds.) [1997] *Hume*, 2 vols., Cheltenham.
- Forbes, Duncan [1975] *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge University Press.
- [1978] “Hume's Science of Politics” in *David Hume: Bicentenary Papers*, ed. by George P. Morice, Edinburgh, also reprinted in Dunn and Harris [1997].
- [1979] “The European, or Cosmopolitan, Dimension in Hume's Science of Politics,” *British Journal for Eighteenth-Century Studies*, I, also reprinted in Dunn and Harris [1997].
- Hont, Istvan [1993] “The Rhapsody of Public Debt: David Hume and Voluntary State Bankruptcy” in *Political Discourse in Early Modern Britain*, eds. by Nicholas Phillipson and Quentin Skinner, Cambridge University Press.
- Pincus, Steven [1995] “The English Debate over Universal Monarchy” in *A Union for Empire: political thought and the British Union of 1707*, ed. by John Robertson, Cambridge University Press.
- Robertson, John [1993] “Universal Monarchy and the Liberties of Europe: David

Hume's Critique of an English Whig Doctrine" in *Political Discourse in Early Modern Britain*, eds. by Nicholas Phillipson and Quentin Skinner, Cambridge University Press.

Whelan, Frederick G. [1995] "Robertson, Hume, and the Balance of Power," *Hume Studies*, Vol. XXI, no. 2, Nov.

——— [2004] *Hume and Machiavelli: Political Realism and Liberal Thought*, Lexington Books.

邦語文献

高坂正堯 [1970] 「近代ヨーロッパの勢力均衡」『法学論叢』第88巻第1-3号。

坂本達哉 [1995] 『ヒュームの文明社会』創文社。

杉江栄一 [1961] 「勢力均衡の理論と実際」『同志社法学』第12巻第5号。

高橋和則 [2003] 「国際秩序思想としての勢力均衡——思想史的考察——」『法学新報』第110巻第3・4号。

——— [2004] 「ヒュームにおける国際秩序思想」『政治思想研究』第4号。

竹本 洋 [1990a] 「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論(1)」『大阪経大論集』第196号。

——— [1990b] 「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論(2)」『大阪経大論集』第197号。

田中敏弘 [1971] 『社会学者としてのヒューム』未来社。

ブリュア, ジョン, 大久保桂子訳 [2003] 『財政=軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会 (Brewer, John, *The Sinews of Power: War, Money, and the English State, 1688-1783*, Unwin Hyman, 1989)。

村松茂美 [1997] 「世界君主制の思想史ノート」『熊本学園大学経済論集』第4巻第1・2号。

森 直人 [2004] 「商業発展と公債累増(1)——ヒューム『政治論集』における二つの「自然史」——」『経済論叢』第174巻第5・6号。

——— [2005] 「商業発展と公債累増(2)——ヒューム『政治論集』における二つの「自然史」——」『経済論叢』第175巻第2号。

——— [2006] 「十八世紀ヨーロッパに関するヒューム国際関係認識の二面性について」『調査と研究』第32号。